

**公益財団法人日本スポーツ協会  
全国スポーツ指導者連絡会議運営規則**

(総則)

第1条 この規則は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という)が、公認スポーツ指導者制度に基づいて開催する全国スポーツ指導者連絡会議(以下「全国会議」という)の運営に関することを定める。

(目的)

第2条 全国会議は、公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営のため公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上ならびにスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

(構成)

第3条 全国会議は、公認スポーツ指導者及び日本スポーツ協会加盟競技団体等の指導者養成部門の代表者で構成する。

(協議事項)

第4条 全国会議は第2条の目的を達成するため次の各号について協議する。

- (1) スポーツ指導者の研修および資質の向上に関すること。
- (2) スポーツ指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) スポーツ指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) スポーツ指導者の安全対策に関すること。
- (5) スポーツ指導者育成策の研究ならびに建議に関すること。
- (6) スポーツ技術および指導法の研究と開発に関すること。
- (7) 各都道府県スポーツ指導者協議会ならびに日本スポーツ協会加盟競技団体および協力団体の指導者養成部門との連絡調整に関すること。
- (8) その他前各号に関連すること。

(会議の出席者)

第5条 全国会議は、次の各号に掲げる代表および日本スポーツ協会指導者育成委員会委員をもって開催する。

- (1) 公認スポーツ指導者で組織する都道府県スポーツ指導者協議会の代表各1名
- (2) 日本スポーツ協会加盟競技団体の指導者養成部門の代表各1名
- (3) 日本スポーツ協会と指導者養成を協同実施している団体の指導者養成部門の代表各1名
- (4) 日本スポーツ協会加盟関係スポーツ団体指導普及部門の代表各1名

(会議の開催)

第6条 全国会議は、年1回以上開催する。

2. 全国会議の議事は、出席者の合意で決定する。
3. 全国会議および幹事会の業務主体は、日本スポーツ協会とする。

(幹事会)

第7条 全国会議に幹事会を置く。

2. 幹事会は、幹事および日本スポーツ協会指導者育成委員会委員若干名をもって構成する。
3. 幹事会は、指導者問題に関する研究協議を行なうとともに、全国会議および関連諸会議の

開催についての企画立案ならびに準備運営にあたる。

4. 幹事会は、随時これを開催する。
5. 幹事会の議事は、出席者の合意で決定する。

(代表ならびに幹事)

- 第8条 第5条第1号に定める代表は、各都道府県スポーツ指導者協議会が選任し、当該都道府県体育協会の認証を受けて、日本スポーツ協会に届出る。
2. 第5条第2号に定める代表は、日本スポーツ協会の各加盟競技団体が選任し、日本スポーツ協会に届出る。
  3. 第5条第3号に定める代表は、日本スポーツ協会の各協力団体が選任し、日本スポーツ協会に届出る。
  4. 前条第2項に定める幹事は、全国会議において次の各号により互選する。
    - (1) 第5条第1号に定める代表のうちから日本スポーツ協会加盟団体規程第4条の地域区分毎に1名(関東地域は2名)
    - (2) 第5条第2号に定める代表のうちから10名以内
  5. 前項により幹事に互選された者は、代表の資格を失う。その場合は、その者の属する都道府県スポーツ指導者協議会、あるいは加盟競技団体が第1項または第2項に準じて後任を選任する。
  6. 代表ならびに幹事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(幹事長および副幹事長)

- 第9条 幹事は、互選で幹事長および副幹事長を決める。幹事長は、日本スポーツ協会指導者育成委員会委員長と協議の上、全国会議および幹事会を招集してその議長となる。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営規則の変更)

- 第10条 この規則は全国会議の合意を得たのち日本スポーツ協会指導者育成委員会の承認を受けて変更することができる。

付 則

1. この規則は昭和54年4月1日から施行する。
2. この規則施行当初における都道府県スポーツ指導者協議会の代表のうちから互選する幹事は、第7条第3項の規定に拘らず下表に掲げる者(略)が、昭和54年4月1日に同条同項により互選されたものとみなす。
3. この規則改正(幹事長および副幹事長)は昭和60年8月7日から施行する。
4. この規則改正(国民スポーツ専門委員会)は、平成2年1月24日から施行する。
5. この規則改正(指導者育成専門委員会)は、平成3年4月1日から施行する。また、本規程に定める加盟団体とは準加盟団体も含むこととする。
6. この規則改正(協力団体)は、平成7年3月29日から施行する。
7. この規定改正(構成および会議の出席者)は、平成16年3月2日から施行する。
8. この規則改正は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
9. この規則改正(会議の出席者)は、平成27年3月5日から施行する。
10. この規則改正(日本体育協会の名称変更)は、平成30年4月1日から施行する。
11. この規則改正(指導者育成専門委員会の名称変更)は、令和元年6月21日から施行する。